

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和五年度答申第五号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和五年八月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（被爆者支援課）

諮問日：令和4年5月24日

（令和4年度諮問第3号）

答申日：令和5年8月2日

（令和5年度答申第5号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和3年6月23日付けで審査請求人から提起のあった、広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第24条第1項に該当しないとした医療特別手当失権処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきであるとする審査庁（広島県知事）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和4年2月28日付け審理第121号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和4年5月24日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書6(2)に記載の内容と同趣旨である。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるかについて

(1) 本件処分は、処分庁が、審査請求人について、法第24条第1項の医療特別手当の

支給要件に該当しないと認定したことにより行われたものである。

(2) 本件処分において、処分庁が行った、医療特別手当の支給要件の該当性の判定について検討すると、次のとおりである。

ア 医療特別手当は、法第24条第1項の規定により、認定疾病（法第11条の認定を受けた負傷又は疾病をいう。以下同じ。）の状態にある者に対して支給されるものである。

この認定疾病の状態にあるかどうかについては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「省令」という。）第32条第1項の規定により、医療特別手当受給者から、3年ごとに医療特別手当健康状況届及び診断書を提出させることにより、法第24条第1項の支給要件に該当するか確認することとされている。

法第24条第1項の支給要件該当性については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）」（平成26年3月20日健発0320第1号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）2(2)によると、提出された診断書において「認定疾病にかかる受診状況」が……「ウ. 定期的な受診は行っていない」とされている者については、次のように取り扱うこととする」として、「悪性腫瘍、白血病については、再発したとの所見がない場合には、「認定疾病に対して過去に行った主な治療」の記載等を確認したうえで、「手術等の根治的な治療から概ね5年以内の場合。ただし、乳がん、腎盂がん、尿管がん、膀胱がん、前立腺がん、甲状腺がんその他再発の可能性が特に長期にわたる疾病（類似の病態であって病名の表記が異なっている場合を含む。）については、概ね10年以内」のような「場合に限り、医療特別手当の支給を継続して差し支えない」とされている。

なお、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に係る疑義照会について」（平成26年3月31日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室事務連絡。以下「国事務連絡」という。）の回答9によると、「再発の可能性が特に長期にわたる疾病」としては、局長通知に例示されているもの以外に、「皮膚がんのうちメラノーマ（悪性黒色腫）が該当する」とされている。

したがって、経過観察のみであるなど特段の治療が行われていない〇〇については、再発したとの所見がない場合は、手術等の根治的な治療から概ね5年以内の場合に限り、医療特別手当の支給が認められることとなる。

イ 審査請求人は、平成27年11月30日付けで〇〇について法第11条第1項の認定を受け、同年9月分から医療特別手当を支給されていたところ、令和3年4月23日付け診断書（医療特別手当用）（以下「本件診断書」という。）によると、〇〇については「定期的に受診はしていない」とされており、現在行っている治療の内

容も「なし」とされている。また、平成27年1月28日に腹腔鏡補助下高位前方切除術が行われた後、同年2月4日に術後縫合不全に対する人工肛門造設術が、また、同年4月28日に人工肛門閉鎖術が施行されているが、処分庁が本件診断書を作成した医師に追加で行った照会に対する令和3年5月17日付けの同医師の回答書（以下「本件回答書」という。）によると、その後行った根治的治療（手術、放射線治療、化学療法等）及び内分泌療法（ホルモン治療等）は「なし」とされている。

ウ また、本件診断書によると「再発・転移なし」とされており、本件回答書によると、後遺症も「なし」とされている。

エ 以上のことからすると、審査請求人の〇〇については、平成27年4月28日以後6年余りにわたり特段の治療は行われておらず、局長通知2(2)に示された「定期的な受診は行っていない」場合に医療特別手当の支給の継続が認められる「手術等の根治的な治療から概ね5年以内の場合」には該当しないことは、明らかである。

よって、審査請求人は、法第24条第1項に規定する負傷又は疾病の状態にあるとはいえず、医療特別手当の支給要件には該当しないとの処分庁の判断は、妥当であったと認められる。

(3) なお、審査請求人は、医療特別手当の支給がなくなると、年金もなく生活ができなくなる旨主張しているが、同手当は、原子爆弾の被爆に起因するものと認定された疾病（認定疾病）の状態にある者に対して支給されるものであり、生活の困窮に対する給付ではないことから、この点に係る審査請求人の主張は、採用できない。

(4) 以上のとおりであるから、処分庁が、審査請求人は法第24条第1項に定める医療特別手当の支給要件に該当しなくなったとして行った本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和4年5月24日）

2 第1回審議（令和5年7月14日）

本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和5年8月2日）

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法の規定中、第11条は、「前条第1項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。」と、第24条第1項は、「都道府県知事は、第11条第1項の認定を受けた者であって、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給する。」と、同条第2項は、「前項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。」と、第49条は、「この法律の規定（第6条、第51条及び第51条の2を除く。）中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市……については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。」と規定している。
- (2) 省令の規定中、第32条第1項は、「医療特別手当受給権者は、法第24条第2項の認定の申請をした日から起算して3年を経過するごとに、当該経過する日の属する年の5月1日から同月31日までの間に、医療特別手当健康状況届（様式第12号）に、第29条第1項に規定する診断書を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出しなければならない。」と、第33条第2項は、「都道府県知事は、前条第1項、第2項又は第4項の規定により提出された届書を受理した場合において、その者が法第24条第1項に規定する要件に該当しないと認めるときは、医療特別手当受給権者に、文書でその旨を通知しなければならない。」と規定している。
- (3) 医療特別手当の失権処分について、厚生労働省は局長通知及び国事務連絡を发出している。

このうち、局長通知の2(2)では、「医療特別手当健康状況届については、「認定疾病の名称」に誤りがないことや、「認定疾病に係る受診状況」と「現在行っている治療の内容」の記載内容が整合していることなど、記載内容を確認した上で、疑義がある場合には必要に応じて確認を行うなど、正確な情報の取得に努められたい。」としており、法第24条第1項の支給要件該当性については、提出された診断書において「認定疾病にかかる受診状況」が……「ウ. 定期的な受診は行っていない」とされている者については、次のように取り扱うこととする」として、「悪性腫瘍、白血病については、再発したとの所見がない場合には、「認定疾病に対して過去に行った主な治療」の記載等を確認したうえで、「手術等の根治的な治療から概ね5年以内の場合。ただし、乳がん、腎盂がん、尿管がん、膀胱がん、前立腺がん、甲状腺がんその他再発の可能性が特に長期にわたる疾病（類似の病態であって病名の表記が異なっている場合を含む。）については、概ね10年以内」のような「場合に限り、医療特別手当の支給を継続して差し支えない」としている。

また、国事務連絡の回答9では、「再発の可能性が特に長期にわたる疾病」としては、局長通知に例示されているもの以外に、「皮膚がんのうちメラノーマ（悪性黒色腫）が該当する」としている。

(4) 医療特別手当の支給に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。

また、医療特別手当の失権処分について、処分庁においては、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条の処分基準として、局長通知及び国事務連絡を参照して、事務を行っている。

(5) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 本件処分は、処分庁が、審査請求人について、法第24条第1項の医療特別手当の支給要件に該当しないと認定したことにより行われたものである。

(2) 本件処分において、処分庁が行った、医療特別手当の支給要件の該当性の判定について検討すると、次のとおりである。

ア 医療特別手当は、法第24条第1項の規定により、認定疾病の状態にある者に対して支給されるものである。

この認定疾病の状態にあるかどうかについては、省令第32条第1項の規定により、医療特別手当受給者から、3年ごとに医療特別手当健康状況届及び診断書を提出させることにより、法第24条第1項の支給要件に該当するか確認することとされている。

法第24条第1項の支給要件該当性については、前記1(3)のとおり、経過観察のみであるなど特段の治療が行われていない〇〇については、再発したとの所見がない場合は、手術等の根治的な治療からおおむね5年以内の場合に限り、医療特別手当の支給が認められることとなる。

イ 審査請求人は、平成27年11月30日付けで〇〇について法第11条第1項の認定を受け、同年9月分から医療特別手当を支給されていたところ、本件診断書によると、〇〇については「定期的に受診はしていない」とされており、現在行っている治療の内容も「なし」とされている。また、平成27年1月28日に腹腔鏡補助下高位前方切除術が行われた後、同年2月4日に術後縫合不全に対する人工肛門造設術が、また、同年4月28日に人工肛門閉鎖術が施行されているが、本件回答書によると、その後行った根治的な治療（手術、放射線治療、化学療法等）及び内分泌療法（ホルモン治療等）は「なし」とされている。

ウ また、本件診断書によると「再発・転移なし」とされており、本件回答書によると、後遺症も「なし」とされている。

エ 以上のことからすると、審査請求人の〇〇については、平成27年4月28日以後6年余りにわたり特段の治療は行われておらず手術等の根治的な治療から5年を超えていることが認められる。

もつとも、局長通知2(2)は、医療特別手当の支給要件として「手術等の根治的

な治療から概ね5年以内」と「概ね」と、厳密に「5年以内」としているわけではなく、同手当の支給を受けようとする者の状況によっては、根治的な治療から5年を超えている場合であっても同手当の支給が認められることがあり得るところ、本件診断書及び本件回答書によれば、審査請求人については、根治的な治療から5年を超えていても同手当の支給が認められるべき特別な事情は認められない。

そうすると、審査請求人については、局長通知2(2)に示された「定期的な受診は行っていない」場合であっても医療特別手当の支給の継続が認められる「手術等の根治的な治療から概ね5年以内の場合」には該当しないことは、明らかである。

よって、審査請求人は、法第24条第1項に規定する負傷又は疾病の状態にあるとはいえず、医療特別手当の支給要件には該当しないとした処分庁の判断は、相当として是認できる。

- (3) なお、審査請求人は、医療特別手当の支給がなくなると、年金もなく生活ができなくなる旨主張しているが、同手当は、原子爆弾の被爆に起因するものと認定された疾病（認定疾病）の状態にある者に対して支給されるものであることから、この点に係る審査請求人の主張は、採用できない。
- (4) 以上のとおりであるから、処分庁が、審査請求人は法第24条第1項に定める医療特別手当の支給要件に該当しなくなったとして行った本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。